

と云うような関係がございます。で、どうも余りこれを引上げるといふことについては困難を感じるのであります。過去の例から見まして、最近におきます北上川の氾濫の問題、或いは又十勝沖の地震の關係等におきまして、その損失補償は或る限度を限りましてやつたように承知いたしておるのであります。罹災をされましてたかたんに對しましては清腔の御同情を申上げるといふことは、その保險の形において填補率を非常に引上げるといふことは、制度そのものの否認を来たすといふふうなことに相成つても如何かと思われまゝるので、保險は保險としておきまして、別途何か方法を考へるといふ以外には、ちよつと私どもといたしましては困難ではないかと考へております。

○豊田雅孝君 最近信用保証制度なり或いは中小企業信用保証制度ができたために、その當時の行き方はだんだん整備せられて来たのですが、それだけに災害のような急の場合においては却つて十分な手が届かないといふような傾向が出て来ておると思ふのであります。その点にも私は非常に懸念を持つのであります。特に金融機關のことにつきましては、資金源も乏しいですが、資金を積み上げておき、將來の不安があるといふと貸出をしないといふようなことがあるものであります。そのから、どうしても十分に保証、保險の途を特別の大きな災害のような場合には講じておかないと、折角資金の用意をいたしても何らそれが実行せられないといふことになる虞れがあると思ふのであります。若しこの信用保險法の改正に併せてそれを行ふとい

うことができんといふことであります。と云うと、損失補償制度の特別立法でもこの際やる必要があるのではないかと云うふうな考へるわけでありまして、この点は私は、以下も希望になります。中小企業庁では余りその御心配にたらず、十勝沖のほうはやかましいのですから、中小企業庁としてはもう大いに一つ努力推進一点張りで行つてもうといふことになつて、結論は適當なところに落ちつくのだからと思ふのであります。その点を特に一つ希望をいたしておきまして、その点は終ることにいたします。

更に一つは、この間やはり速記がついてからといふことでお答えを願ふことになつておつたのであります。信用保証のほうは短期資金のためにできておる制度であります。ところが、これは一都道府県内の貸出対象でないといふ先ずで賄い得ない。全国的な業種別連合会であるとか、或いは二つの都道府県に跨がるような組合であるといふような場合には、先般も質問いたしましたのであります。はつきりしなかつたのであります。できるようなできないような答弁であつたのであります。その答を仮にできるといふ答弁をせられましても、實質的には当該都道府県からの出資を基本にしております。信用保証協会は、全国的なものであるとか、或いは二つ以上の都道府県に跨がるものを持たむといふことが無理であると思ふのであります。そのほうは、これはもう長期資金に限られておるといふようなことになりますると、短期資金で二つの都道府県以上に跨がるものについては、そこにギャツ

プができる、二つの法制的相互關係においてそこに賄い得ないギャツプができて来るのであります。そのギャツプを補うには如何にしたらいいか、その点を一つお答え願ふことになつておつたのであります。一つ願ひます。

○政府委員(岡田秀男君) 例へば二つの府県に跨がる組合があつた場合に、その組合が金融機關から金を借りるのをどつちか一つの府県にある信用保証協会に保証の申込ができるかできないかといふ点が一つであつたと存するのであります。その点はその後大蔵省等とも研究いたしてみます。一つの県の保証協会が保証することは可能なものでございませう。つまり、例へば東京と神奈川とに組合の区域が跨がつておつて、その東京へ主たる事務所があるその組合が、東京の信用保証協会へ保証を申込むと、これは當然であるべきものであらうと考へるのであります。その場合には東京の保証協会は、その組合が神奈川にも地域が及んでおりまして、差支えない、かように考へるのであります。ところが法律上はできるにいたして、東京の保証協会としては当該組合が神奈川に對しても活動範圍を持つておるといふことから嫌うことになりやせんが、ところが嫌うから一つ保險のほうで逃げようとしても、保險は六カ月未満の短期の金を持たんから、そこにギャツプがある、こういうことでございませう。

そのギャツプを埋めることから申しますれば、信用保証協会の指導をいたしまして、さういふ短期の借入の場合においては保証協会が積極的に活動範圍に入れるべきであるといふふうに指導をいたす考へでございまして、丁度信用保証協会法が成立いたしますれば、さういふ指導の面におきましては好都合に参るのではなからうかと考へておる次第でございませう。

○豊田雅孝君 そうなりますと、東京、神奈川、西側に跨がつておる組合の借入金についての信用保証を、その組合の事務所所在地が東京なるが故に、東京都の信用保証協会へ持込む、これはその持込んでいいといふふうな解釋することか、或いは指導することかといふことに仮になつたとしまして、例へば川崎にある大部分の業者の關係において貸出金の焦付きが出て来た、これを東京が賄はんらんとすることになると、これは實際問題として、言うべくして行われないことになるといふやうなところの、殊にその理論を突き進めさせていただきます。仮に全国一円の業種別の連合会である、その主たる事務所所在地が東京都だと、これで東京都の信用保証協会へ持込む、全国的に損害が発生した場合に、東京都がこれを尻始末しなければならんといふことは、實際上困難であると思ふのです。これについてどういふふうにするか。

○政府委員(岡田秀男君) 私はまあその場合に、金を使う場所の信用保証協会の相手にするやうなことが考へられるのじやないかと思ふのであります。が、まあさういふふうな範圍が広くなつて来て大きなことになれば、信用保証協会の保証限度から見ても、さういふ大きな組合になれば信用保証協会の保証限度を超えることは本質的にその段階を越えておるのじやないか。信用保証協会の保証限度は東京が一千万円、これが最高でございまして、地方

に参りますれば最低は五十万ぐらいしか行かんといふふうな保証協会もございませう。如何にもお説のやうに、その辺に若干真空地帯があるやうにも思ひますが、實際問題としてはその点は今の信用保証協会の姿では、数府県に跨がる、或いは全国的といふふうな組合等におきましては、信用保証協会に關する限りはちよつと困難がありやせんかと思ひます。

○豊田雅孝君 私もうだと思ふのでお尋ねをしておるわけなのでございませう。結局私の問わんとするところは、この信用保証制度が六カ月上の長期の資金に限定せられておるといふところに、もう今日では足りないところがあるのではないかと思ふのであります。そこでこの際六カ月上のものでも、これを全部とは行かないかも知れませんが、適當に六カ月上のものでも切つてこれは信用保險の対象にしようといふ考へて行かないと實際に動かん場合が出て来るのではないかと、質問であると同時に、一つそれについては適當な途をこの際考へてもらいたいといふ希望なんです。

○政府委員(岡田秀男君) 丁度御設例のやうな場合は、今の信用保証制度と信用保險制度との盲点みたいな部分であると思ふのであります。と申しまして、信用保險の場合に短期の債権にこれを擴張するといふことになりまします。なか／＼これは又極めて厄介な事例が非常に出て来るのでございまして、この六カ月に満たない短期の債権のどの程度のやうな種類のものをこの保險の対象として擴張して行くかといふことは技術的にかなりなやうなものでございませうが、かねていろ／＼

と研究はいたしておるのでございますが、どうもまだはつきりした結論をよ

う得ておらんような次第なのであります。いろいろと保険制度に關しまする御要望の中には、かような点に關しまする要望もかなりございまして、なおいろいろな資料を取り集めまして研究を進めたいと存じております。

○豊田雅孝君 三カ月までの資金であります。或いは手形の割引などの形で行くものが多いであります。或いは又金額も少いとか、或いは一都道府県内に限定せられても差支えが比較的少いという場合があるかと思ひます。三カ月以上六カ月未満のものと

いうあたりになりますと、信用保険の対象をそこまで拡げて行つたほうがいいのではなからうかという考え方をすべきわけなのであります。この点について只今お話のように一つ御研究願ひ、成るべく早い機会にそゝで拡がつて行くようにお願いをしておきます。

○政府委員(岡田秀男君) 御趣旨によりまして研究いたしたいと思つておりますが、近頃手形も長いものになると百二十日ぐらゐの手形になりますと、三カ月に切つてもまだ何かやかしいものが残るような状態でございまして、ともかくさうな要望がかなり強くあるというところは、これが確かでありま

すので、その辺を技術的に検討を加えてみたいと思ひます。

○小林英三君 この第二章の第三条の終いのほう、貸付金の額の括弧の次の「総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、」云々とありますね、その貸付金の総額が一定の金額という一定の金額というのは、政府が各金融

機関に対してそれと一定の金額をきめるんですか。

○政府委員(岡田秀男君) この信用保険の仕組をいたしましては、半年ごとに金融機関と話し合ひをいたしまして、その半年期間に総額何ぼまでの保険をやるという総額の契約をいたすのであります。例えば或る金融機関と半年間に一億四千万の二つの保険の枠を設定する、そうするとその一億四千万の枠が一ぱいになるまでは、その金融機関が信用保険に通知することによつて保険が成立する、つまり包括予定契約といふものをいたすのであります。それが一定の金額に達するまでは金融機関が特別会計に、今度誰々を相手にして何千万円、何千万円はございませぬが、何百万円の金を貸した、これを保険に付けるという意思表示をいたしますと、その枠一ぱいまでは自動的に保険が成立するということの意味のことであります。

○小林英三君 そうすると政府は、今度の無尽も入るでしよう、相互銀行も入るでしようが、そういう各全国の金融機関、或いは無尽その他とそれぞれなんでしょうか、お前の銀行は幾らまでが限度だ、一定の金額だというように限度をそれはきめるんですか。

○政府委員(岡田秀男君) 各金融機関の希望の申入を取りまして、それによりまして枠をきめておるのでございまして、○小林英三君 そういたしますと、その同じく第三章の第三項にありますように、一政府は、第一項の保障関係における保険額の総額の金融機関を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内なればならない。こゝういふことがあ

るのですが、そうするといふと、政府のほうで会計年度ごとに国会の議決を経た金額に達したかどうかといふことを政府が察知するといふ事ですか、もう駄目だといふことを知るにはどうして知るんでしようか。

○政府委員(岡田秀男君) つまり今お読み上げになりましたその三条三項の金融機関を通ずる合計額と申しますのは、予算総則で定められておりましたところの信用保険の総額でございまして、二十八年度で見ますれば、金融機関関係におきましては年間二百四十億、指定法人の関係は百八十億の枠が、この今年度の予算総則にきめてあるのでございまして、その枠を我々は一応持つておりまして、そうして各金融機関の種別に団体でございまして、その団体に対して我々のほうから案内状を出しまして、今度信用保険として各金融機関がどれだけの枠を希望するかを連絡してもらつたわけでありまして、そうすると各金融機関が自分は一千万円、或いは自分は一億円といふように、枠の希望を特別会計のほうに申して参りますから、今申上げましたように年間金融機関について申上げますれば二百四十億でございまして、上期から見まして百二十億一ぱいになれば金融機関の希望をそのままとつてやるわけでありまして、百二十億を超えれば、それはまあ現在まで超えたことはございませぬが、超えたときはもう按分でもするといふことにならうかと思ひます。

○小林英三君 そうすると一方におきまして、第一項において、その金融機関との間に一定の金額をきめる、そうすると例えば今お話のありましたように、二十八年度におきましては金融機

関関係は二百四十億、指定法人は百八十億といふものを各金融機関に連絡をする、機関に諮つてそれを大体分配するのですか。各金融機関ごとに分配するのでしょうか。

○政府委員(岡田秀男君) 希望を募るのであります。

○小林英三君 希望を募るのですか、わかりました。そういたしますと、今お話のように、現在のうちに信用保険、この信用保険を利用する者が少いような場合には、常にいつでも申込まれた場合、それはやつて行けるわけでしょうが、これが盛んに信用保険を利用するといふ時期に達した場合において、政府がもう国会の議決を経た金額を超えたかどうかといふことを知るには、はよどむすかしくなりはいませぬか、ほうほうから申込みがあつて……。

○政府委員(岡田秀男君) この枠は期の初めにもう、いわゆる希望によつて分けてしまふのでありますから、それぞれの金融機関のほうで枠一ぱいまで実際に保険契約を結ぶわけでありまして、現在までのところは、今年上期は百二十億に対して百十二億の金融機関からの申込があつたわけでありまして、若しこの金融機関の申込がどんどん殖えて来ますれば、これは予算総則できめるのでございまして、現実の予算ではございませぬから、この枠を拡げることとは比較的容易なのでございまして、金融機関からの申込がだん／＼殖えて来ますれば、この枠をそれに応じて拡張して参るようにはいたしたい、こゝろ考へておるのでございまして。

○小林英三君 そうすると今お話のうちに、最初希望によつてその最初に

限度の申込を受ける、こゝういふわけですね。そうすると今度はそれがこゝういふことになりはしませんか。希望によつて受けておつてもその希望に従つて受けた或る一定の金額をきめておつても、その金融機関はそれに達しないといふことがある、或いはほかの方面においては足りないといふことがある、こゝういふようなことはございませんか。

○政府委員(岡田秀男君) それは当然あるわけではございまして。例えば商工金は五十億円の枠を与えた、或いは日本相互銀行は五千万円の枠だといふような場合に、商工中金は四十億円の實際保険をとつた、日本相互銀行は五千万円だつたがもう一億円やうたいが切つたといふ現象を呈することがあるわけですね。その場合に日本相互銀行が仮に五千万円ばかり来た、もう一億まで殖やしたいと思へばその希望を特別会計に申入れて来るわけですね。その場合に我々のほうとして、総額に余裕があまりますればその五千万円の保険契約を更に一億円に増加してやるわけでありまして。

○小林英三君 ただ私も心配しておりますことは、初めに一定の金額を、各金融機関の申込によつて定するといふことになりまして、こゝろの保険が高度に利用せられるといふ場合になりまうといふと、少し水を増して余計に取つておこう、一定の金額を余計に政府と約束しておこうといふようなことになると、實際問題として一方の銀行は余つて行く、一方の銀行は足らないといふようなことの調整はどうやつて図りますか。

○政府委員(岡田秀男君) それはまあ

過去の実績等から見ましても大体的見当はつきましようし、これを抱え込んでおいても一文の得も行くわけのものではないから、大体すてにやりました実績から見ましても余り不必要に抱え込むというのではないのでありまして、むしろ足らんでこれを押を拡張してくれという追加の申込のほうは都合よく運ばれているものと我々は考えているわけでありまして。

○小林英三君　そうすると現在の状況としては申込によつてやるのですからして金融機関は全然申込まないとこもあるわけですか。

○政府委員(岡田秀男君)　それはあり得るわけですね。

○小林英三君　あり得るわけですね。そうすると、将来、今のところはまだ利用者がこの表にありますが、少いからいつでもその苦情はないわけでありまして、高度に利用するようになつて来ますという、ただ単に最初の申込のみによつて応ずるのでなしに、場合によりまして金融機関の力というものを十分見込んで按分するといふような状況も起つて来ると想像していいわけですね。将来において……。

○政府委員(岡田秀男君)　まあ民法上の契約でやつていられるのでありますからこの金融機関を締め出すといふことはどうかと思つておられる、希望する人は全部こちらとしては受入れるといふ体制にやつておくほうがよろしいのじやなからうかと思つておられます。

二十八上期におきまして、この保険の特別会計と包括契約を結びました金融機関の数は三百七十四金融機関に相成るのであります。

○理事(加藤正人君)　ほかに御質問ありませんか。

それでは次に輸出信用保険法の一部を改正する法律案の質疑に移ります。御異議ありませんか。

○理事(加藤正人君)　それでは質疑を願ひます。

それでは今日は質疑をやめまして、現在の状況について説明をして頂きます。

○小林英三君　その前に第一条の目的でありますね、その目的を讀んでみただけじゃわからないので、どんなものか、この法律だけじゃ……。

○理事(加藤正人君)　それではまあその辺から一つ……。

○政府委員(松尾泰一郎君)　ではこの現行の各種の輸出保険の概要について御説明申し上げます。実は現在輸出保険と申しましても四種類ほど実は実施をいたしておりますので、それから又今度新しく輸出形保険というようなものを実施することに相成つておりますので、その大体的概念を御了解願うという意味におきまして簡単に説明させていただきます、いわゆる現在甲、乙、丙、丁と四種類の保険を実施をしておられるわけでありまして。今回の改正案におきましてこの甲、乙、丙、丁という名前を先ず普通輸出保険、これは甲種輸出保険であります、これを普通輸出保険、それから乙種輸出保険を輸出代金保険、丙種輸出保険を輸出金融保険、それから丁種輸出保険を海外広告保険といふようにまあ名前を変えるわけでありまして。その現行の四種類の保険のほかに輸出形保険を創設したいというわけなのであります。そこでこの現在の

のいろ／＼の契約の概要に入ります前

に、これは現行制度でありますものが大体甲、乙、丙、丁というようなもの点から、ちよつと甚だ常識的な説明になつて恐縮であります、説明をさせていただきますと、先ず甲種輸出保険と申しますものは、今度の普通輸出保険であります、これはいわゆるこの輸出業者なり或いは又特定の生産者がこの輸出契約をいたしましてから後、船積み

をいたしましてその危険、その危険もいわゆる非常危険と申しまして、相手国におきまして例えば戦乱とか或いは動乱が起るとか、或いは為替管理或いは輸入の制限があるとかいふような、いわば人力で如何ともいたし方がないような、そういう非常危険が起りますことによつて積出しもできず、金も取れないような場合に保険をする、こ

ういう式が現在の甲種輸出保険でありまして、これは先ず保険会社とそれから輸出業者であるとか或いは特定の生産業者の間に契約をいたしまして、政府がその保険会社から再保を受けておるといふ式のものであります。

それから乙種輸出保険、今度の輸出代金保険と申しますのは、いわゆるプラント類の輸出業者がいわゆる物を積出し

てから後におきましてその危険について保険をするわけでありまして、これはいわゆる保険会社を中に入れますが、政府と輸出業者とが直接契約をいたすわけでありまして、その保険をいたします危険の範囲も甲種輸出保険の場合にはいわゆる非常危険だけでありまして、乙種輸出保険の場合にはいわゆるこの信用危険、まあ相手方がこの金をより支出をいたさないといふような、いわゆる信用

危険も含めまして非常危険並びに信用危険によりまして輸出代金が回収不能になる場合の保険であるわけであり

ます。それから輸出金融保険、いわゆる今の丙種輸出保険であります、これは銀行と政府が契約関係になるわけでありまして、或る特定の例えは農産物等の集荷資金を銀行が融通をした、ところが輸出がうまく行かずに銀行としては代金の回収ができないといふような場合に政府が銀行に対して補償をするのであります、いわば集荷資金に対する、

その結果として間接的な利益を貿易業者が受けるという式のものであります。

それから現在の丁種輸出保険、これは今度は海外広告保険と名前を変えるわけでありまして、これはいわゆる広告をせんとするその貨物の生産者が直接政府と保険契約に立つわけでありまして、これはいろ／＼の広告費用を使つたという場合に、輸出をした結果広告の費用の回収ができなかつたといふような場合に、政府がそういう広告をした貨物の生産者に保険をするわけであり

ます。それから、それがまあ大体現行の四種類の保険であります、今度新しく輸出形保険といふものを創設せんとするわけでありまして、これも今の現行の丙種輸出保険、いわゆる輸出金融保険とは同様の形態といえます、か、恰好になるわけでありまして、保険関係は政府といわゆる為替銀行との間に保険契約をいたすわけでありまして、一言で申しますと、従来は貿易業者が輸出をいたします場合には信用状とい

うものが向うから参りまして、それによつて為替手形の買取りを銀行にしてもらうといふいわゆる標準決済でやるのが原則であつたわけでありまして、最近のような情勢、特に海上との競争が非常に多くなるといふようなことになつて来ます、いわゆる信用状が参りません、いわゆる荷為替手形を組んで貨物を向うに送るという場合がかなり多くなりつつあるわけであり

ます。その場合におきましてはいわゆる向うから信用状が参つておりませんので、輸出業者がその貨物を向うに輸出をいたします場合にはその荷為替手形を銀行が買取つても果してその支払期日に現地の業者から金が入るかどうかという不安があるわけであり

ます。そこでその不安を解消いたしますため、そういう荷為替手形を買取つた為替銀行に対して、輸出手形が不渡りになつたような場合におきまして、政府が為替銀行に一定金額の補償をせんとするものであります、いわゆる戦前の輸出補償法は大体これを対象に実施されておつたのであります、従いましてこの輸出形保険を創設いたしますことによつて、戦前の輸出補償法をまあ改正した意味において実施をするといふことに相成らうかと思つて

あります。そこで保険の種類といたしましては、この新しい保険を加えまして五種類になるわけであり

ます。これ以外にもいろ／＼保険といふものを考えられるのであります、我々を考えたしましては保険の種類を増やすことよりも現行保険をできるだけ広範囲に利用して頂くほうがよからうと思

ひまして、一応差当りのところではこの五種類の保険を以てはば保険制度と

りたいというふうに考えております。

○理事(加藤正人君) それから今お話でプラント輸出の保険料を半額にされたというふうなことがありますが、これらは非常に結構だと思えます。こういうことによつてだん／＼契約も殖えるのではないかと思います。諸外国、特に英國は最もこの保険について完備しておるといふことであります。が、日本と英國のやり方の相違というふうな点について比較されたことがありませんか、又保険料とか、或いは保険の事とかというふうな点もほほこんなようにイギリスあたりでもやつておるのですか。

○政府委員(松尾幸一郎君) イギリスは現在十七種類ぐらい、こういう保険制度を実施しておるようであります。が、大体大きなものは今申上げましたような四、五種類のようであります。それから保険料のほうはイギリスのほうに現在の日本の保険料よりも若干高いようです。

○理事(加藤正人君) それからもう一つ、大分ほかの種類の保険も要望されておるものがちよい／＼あるようです。例えば従来見込生産によらざるを得ないような製茶とか繻詰、冷凍物というふうなもの、又去年でしたか、一昨年でしたか、バキスタンで痛い目を見たキャンセル、ああいうときに非常に損害をこうむつたのですが、あのキャンセルを対象にしたような保険とか、というふうなものについても貿易を促進する上においても今後必要じゃないか、こういう点について何か計画はないのですか。

○政府委員(松尾幸一郎君) 今お尋ねになりました第一点、冷凍まぐろ或いは

はお茶等の集荷金融を補充する意味における保険は、先ほど申し上げました現行の大体内種保険でカバーできるのじやないか、こういうふうな考えでおります。それから次に、例えばキャンセルを受けた場合、それをカバーする保険とか、いろいろ海外の市場調査に費用を使う、こういう場合に対処する保険につきましては、我々もアイデアとして研究をいたしておるのでありますが、何分海外の信用状態等の把握が非常に、まだ日本の現段階におきましては困難な事情にもありますので、今後これらの新しい保険につきましては、意を研究をいたすことにいたしました。そういう海外のいろいろの信用状況等を、もう少しはつきり調査した上で実施をいたすべきではなからうか、今の段階において、そういうキャンセルのための保険等を実施しまして、逆にいわゆる逆選択と申しますか、貿易業者に変に利用をせられますと、これは徒らに国の負担だけを増加するということになりますので、今後これらのものにつきましては、大いに一つ研究したいと思っておりますが、差当りの日本の現状からいいますと、ちよつと今急には無理ではなからうかというふうな考えでおります。

○理事(加藤正人君) もう一つ資料の第一の四に書いてある保険料率、輸出信用保険の保険契約の保険料率は、この法律によるすべての保険事業の収入が支出を償うように、政令で定めるといふふうなことになるので、例えば民間の損害保険とか生命保険のように、一定の保険に対する算数の一つの基準が作つてあつたのですが、そういうことでなくて至極大ざつばな、い

わゆる腰溜め式をやりの方よりでありますが、これでさつきの資料にあつたように、甲種の保険で二十五年六年、七年、相当赤が出ております。こういうものが、赤が償われないようになつた場合にこの措置を、結局どういふふうな赤の始末をするようになるのか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この第一の四の趣旨は、今御質疑がございましたように輸出信用保険と申しますか、この保険事業が独立採算として、収入と支出が大體償うようにという原則を講じております。これは先ほどお話をあつたように、場合によれば赤が出てくることも考えられるのであります。出ても構わぬような運用をするというふうなことも考えられるのであります。が、法律の建前といたしまして、やはり収入と支出は相均衡してということであつたほうがよろしいのではなからうか、それは御承知のようにこの種の制度につきましてはとかく海外から、いろいろ輸出補助金政策と混同される懸念もありますので、従いましてこ

ういういふゆるガツト等の国際的な協定等の関係から、そういうことを明確にいたすために、こういう収入と支出は償うのだという結果になつて見えます。確かに収入が支出よりも多くなる、或いは支出が収入よりも多くなるというふうな場合も一応予想されるわけでありまして、只今お話しした甲種保険等につきましては、二十五年、それから二十六年におきましては、この再保険料よりも、保険金の支払のほうが非常に多額に上つておりまして、かなり赤が出て参つております。ありますが、併しこれは先ほどもちよつと御説明申しましたような朝鮮事変

等の勃発、その後の中共向けの禁輸の強化というふうな点から主としてこういうふうな事態に相成つて来たのであります。最近に至りましては、これは貿易業者の側から見れば、いいことか悪いことかわからぬのであります。が大分収入のほうが多くなつて参つております。例えば全体として申しますと、二十五年、二十六年におきましては赤なんぞございしますが、二十七年におきましては、やはり収入のほうが支出よりもかなり殖えまして結果、その前年度の支出超過がかなり減つて参つております。又二十八年度になりましてから、四、五月の二ヵ月をとり見ますと、これ又保険料収入のほうが支出よりもかなり殖えておりまして、赤が大分少なくなつて参つてお

りては、又貿易業者のほうから申しますれば、何と申しますか、儲ける必要はないと言われぬかとも思うのでございしますが、まあこの保険制度の性格といひまして、やはり長い眼で見れば、収入と支出と一応均衡するという方面で進むべきではなからうかというふうな考へております。

○小林英三君 先ほどお話しした甲種保険のこれは何でしよう、政府の再保険なんですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) そうです。

○小林英三君 先ほど私聞いておつたら、私の聞き違ひかも知れませんが、百円で四十銭のやつを入銭に直したわけですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) ええ。

○小林英三君 これはいわゆる保険を

奨励するという意味からやられたという話なんですけれども、先ほど委員長がお聞きになつたように、第一条の四で、収入が支出にマツチするよう政令で定めるといふふうな書いてあるのですけれども、四十銭のやつを五割の五割の何ですか入銭にするというふうなのは、ちよつと我々考えても馬鹿に乱暴な気がするのですが、如何にも不定見のやうな気がするのです。が、どういふわけなんですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) これは今の甲種保険と申しますのは、ざつとばらんに申しまして、非常危険を保障するということでありまして、まあ一銭でも五厘でもこういう支出を惜しみます。貿易業者の常といたしましては、なか／＼平素は保険をかけません。で、どうも少し雲行きが危くなつてからや、場合が比較的多いのであります。で、今度今申しますように、四十銭を入銭に引下げましたのは、いわゆる綿糸布につきまして、綿糸布組合が、殆んど組合員全部について、これは強制ではございせんが、実質上全部組合員につきまして、これはいわゆる綿糸布の輸出額から申しますと、たしか七、八割に相成るやうかと思ひますが、組合員のやつを全部保険を付ける。組合が責任を以て保険を付けるから一つ保険料が下らぬやうかというお話がございました。我々もそういう引受件数が多くなれば、或る程度保険の値引きが申しますか、保険料の値引きはいいいんじやないかと私たちいろいろ計算をいたしました結果、まあ試験的に八割というにしましたわけでありまして、従いましてこの結果、又どか／＼とえらく保険金の支出が殖えることも

予想されるのであります。先ほどもいろいろお話もありますように、甲種保険につきまして、最近余り利用率が感心いたしませんので、それと、それから過去の赤がだん／＼消えつつあります。が、まあ最近になりまして、保険料収入のほうが支出よりも多いやうな現状から見まして、まあどつちかと申しますと、試験的にやや乱暴の嫌いはあるのであります。が、五分の程度に保険料を下げましてやつて見たのであります。この結果まあ保険料の運払いが非常に殖えて、又この会計に赤字を来たすというやうな場合には、再検討をしなければならぬのじやないかというふうな思つております。が、いろいろ／＼そういう普及をいたしますために、どつちかと申しますと、思い切つたやうな引下げ方をいたしたわけでありまして、これで果して辻褄が合つて行くか行かんかについては正直なところ自信がないのであります。が、今申しました趣旨で、試験的に一遍やつて見ようというので、思い切つた引下げをいたしたやうな次第でございします。

○小林英三君 これは、第一条の四にありますが、政令で定められるわけですから、通産大臣が料率をきめられるわけですね。そうするといふと、今の綿糸業者が包括的に全部が一括に足並みを揃えてやろうといふので割に安くした。そうするとは今の綿糸業者以外でも、現在八割になる以上は、やはり甲種の保険については八割でやつて行く、こういうことになるわけですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) いや今申しましたのは、原則として四十銭なんでありまして、綿糸布だけは、綿糸布

組合とのそういう約束によりまして、全組合員の保険をとるということになった結果、そういう非常に飛躍的な割引をいたしたわけでありまして、まあほかの組合につきましても、若しそういうふうな話がまとまりますれば、まあ綿糸布通りにやれるかやれんか、これはいろいろ計算をいたさなければいかんわけでありまして、できるだけ引下げて参りたいと思っております。現在のところは、従いまして綿糸布以外はやはり四十銭という原則を適用しているわけでありまして。

○小林英三君 やつぱりそういうふうな保険会社にやらしているわけですね。
○政府委員(松尾泰一郎君) ええ、保険会社にやらしております。
○理事(加藤正人君) ほかに御質疑がないようでしたら今日はこれだけにいたしまして、明日のちよつと予報をいたします。

明日は午後一時から通産、経済安定連合の委員会をやりまして。案件は、一、輸出取引法の一部改正、二として特定中小企業の安定法一部改正、これは提案者の説明を聴取することになっております。それから二時から経済安定、通産両委員会の連合委員会がございまして、これは独禁法の一部改正について質疑を行います。以上でございます。それでは本日の委員会は、これを以て散会いたします。

午後四時九分散会
七月十一日本委員会に左の事件を付託された
一、中小企業維持育成に関する請願
(第一六六三号)

一、愛媛県四国通産局近永アルコール工場存置に関する請願(第一七一七号)
一、中小企業の金融対策等に関する請願(第一八四七号)
一、中国に対する輸出、渡航の制限撤廃に関する請願(第一九二二号)
一、木造船の中国輸出許可に関する請願(第一九二四号)
一、長野県十ノ原における硫黄採掘反対の請願(第一九四〇号)
一、岩手県盛岡市に電気試験所支所設置の請願(第一九四九号)
一、農事用電力料金引下げに関する陳情(第二二四号)
一、中小企業金融公庫法案に関する陳情(第二二七号)

一、愛媛県四国通産局近永アルコール工場存置に関する請願(第一七一七号)
一、中小企業の金融対策等に関する請願(第一八四七号)
一、中国に対する輸出、渡航の制限撤廃に関する請願(第一九二二号)
一、木造船の中国輸出許可に関する請願(第一九二四号)
一、長野県十ノ原における硫黄採掘反対の請願(第一九四〇号)
一、岩手県盛岡市に電気試験所支所設置の請願(第一九四九号)
一、農事用電力料金引下げに関する陳情(第二二四号)
一、中小企業金融公庫法案に関する陳情(第二二七号)

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

一、愛媛県近永町地方は、気候土質の関係上甘し上の品質極めて優良でしかもその生産は全国の十分の一を占めており、当地農民は甘し上販売の現金所得によつて生計を維持しているため、近永アルコール工場の存置は、当地方商工関係者にとりて農民にとつて死活的重大問題であり、従つて本工場が廃止されるようなことがあれば、農家経済に破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることになるから、近永アルコール工場を官営として存置せられたとの請願。

理的にも経済的にも深い関係にあること
れら三県の生産面における電力使用の
合理化あるいは販売面における照明技
術の問題等商工業界が受益するところ
が大きいはかりでなく、経済、社会兩
方面において相当の効果が期待される
から、これが実現について特段の配慮
をせられたいとの請願。

第二一四号 昭和二十八年六月三十
日受理

農事用電力料金引下げに関する陳情

陳情者 岡山市上石井岡山県自治
会館内中田五県町村議会議長
林栄三

食料増産上不可欠の農事用電力料金の
再度の引上げに伴い農民の負担は増高
し、農家経済におよぼす影響が少くな
いから、是非とも農事用電力料金を引
き下げるよう取り計らわれたいとの陳
情。

第二二七号 昭和二十八年七月一日
受理

中小企業金融公庫法案に関する陳情

陳情者 東京都千代田区有楽町一
ノ七全国国用製糸協会
内 茂手木三良兵衛

政府が提出した中小企業金融公庫法案
によると主務大臣は、通商産業大臣お
よび大蔵大臣となつてゐるが、中小企
業者中には農林に関係するものが多数
あるから、農林大臣も主務大臣に加え
られたいとの陳情。